

# 令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領

令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜(専攻科に係る募集及び選抜を除く。)は、神奈川県教育委員会が定めた「令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」、横浜市教育委員会が定めた「令和7年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」、川崎市教育委員会が定めた「令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」及び横須賀市教育委員会が定めた「令和7年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」に基づき定めるこの要領により実施する。

## § 1 一般募集(二次募集を除く。)

### I 志願資格

#### 1 全日制の課程

神奈川県公立高等学校(以下「高等学校」という。)に入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)のうち、全日制の課程への志願者は、平成22年4月1日以前に出生した者で、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及び保護者(親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)が県内に住所を有する者とする。ただし、神奈川県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了した者(ただし、国公立高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在籍している者を除く。)
- (2) 中学校等を令和7年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者(ただし、後記§4のⅡの2の(3)により実施する後期募集については、令和7年9月30日までに修了見込みの者)
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者
- (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣が指定した者
- (6) 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された者
- (7) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)が認めた者

#### 2 定時制の課程及び通信制の課程

高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への志願者は、平成22年4月1日以前に出生した者で、前記1の(1)から(7)のいずれかに該当する者であって、かつ、県内に住所又は勤務地を有する者とする。ただし、横浜市立横浜総合高等学校への志願者については、県内に住所を有する者又は横浜市内に勤務地を有する者とし、川崎市立の高等学校の普通科への志願者については、県内に住所を有する者又は川崎市内に勤務地を有する者とする。また、志願について県教育長の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者(横浜市立横浜総合高等学校の志願者については、県内に住所を有する者又は横浜市内に勤務地を有する者、川崎市立の高等学校の普通科の志願者については、県内に住所を有する者又は川崎市内に勤務地を有する者)とみなす。

### II 募集及び募集期間

#### 1 募集

一般募集の共通選抜は全ての課程で、定通分割選抜は定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程で実施する。

募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、県立小田原城北工業高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。

## 2 募集期間

募集期間及び受付時間は、次のとおりとする。

### (1) 共通選抜

課 程	募 集 期 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 定時制の課程(夜間) 定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(特別の時間) 単位制による定時制の課程(多部制)※ 単位制による定時制の課程(三部制)※ 単位制による通信制の課程	<b>【志願情報申請期間】</b> 令和7年1月23日(木)午前0時から 1月29日(水)正午まで <b>【中学校長承認期間】</b> 令和7年1月23日(木)午前0時から 1月30日(木)正午まで

※ 単位制による定時制の課程(特別の時間)のうち、県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校については、単位制による定時制の課程(多部制)、横浜市立横浜総合高等学校については、単位制による定時制の課程(三部制)と表記する。

### (2) 定通分割選抜

課 程	募 集 期 間	受 付 時 間
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和7年3月6日(木) 及び3月7日(金)	3月6日(木)は、午後2時から午後7時まで 3月7日(金)は、午後2時から午後4時まで
単位制による通信制の課程		3月6日(木)は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで 3月7日(金)は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで

## III 志願手続

### 1 志願の範囲

(1) 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次のアからオまでに掲げるものについては、この限りでない。

ア 前記Ⅱの1により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

イ 横浜市立戸塚高等学校の単位制による全日制の課程普通科において、同じ学科内の他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。

ウ 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、商業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の商業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

エ 県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科(国際バカロレアコースを除く。)に対し、第2希望として志願することを認める。また、県立横浜国際高等学校国際科(国際バカロレアコースを除く。)の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。

オ 単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

(2) 全日制の課程において、他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。

(3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。

(4) 令和7年度の入学選抜において、国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校に合格した者は、定通分割選抜及び二次募集に志願することは認めない。

### 2 志願の手続

#### (1) 共通選抜

##### ア 志願者

志願者は、神奈川県公立高等学校入学選抜統合型インターネット出願システム(以下「インターネット出願システム」という。)で志願に必要な情報(以下「志願情報」という。)を登録し、前記Ⅱの2の(1)の志願情報申請期間内に、志願先の高等学校の設置者が別に定める入学検定料、入学選考手数料又は入学選考料(以下「受検料」という。)を納付した上で、在籍又は出身中学校等の校長(以下「中学校長」という。)の承認を受ける。ただし、通信制の課程の志願者は、受検料の納付を要しない。

なお、募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、特色検査(実技検査、自己表現検査及び面接のうち、志願先の高等学校長が定めるもの。以下同じ。)を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に提出する。

提出方法、期間等については、後記4の(1)及び(2)のとおりとする。ただし、特色検査(実技検査)を実施する高等学校のうち、当該高等学校長が提出方法、期間等を別に定める場合には、これに従う。

イ 中学校長

中学校長は、前記Ⅱの2の(1)の中学校長承認期間内に、志願情報に誤りがないこと、志願資格を満たしていること及び受検料を納付していることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

ウ 志願先の高等学校長

志願先の高等学校長は、志願情報について、この要領に定める志願資格を満たしていることを確認の上、インターネット出願システムで受理を行う。

(2) 定通分割選抜

ア 志願者

志願者は、紙による入学願書(第1号様式の2又は3)に中学校長の職印の押印を受け、前記Ⅱの2の(2)の期間内に志願先の高等学校長に提出する。

なお、郵送による入学願書の提出は認めない。また、募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、特色検査を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に併せて提出する。

定時制の課程の志願者は、志願先の高等学校の設置者が別に定める受検料を次の区分に従い納付する。

なお、通信制の課程の志願者は、受検料の納付を要しない。

(ア) 原則として、事前に県、横浜市、川崎市又は横須賀市がそれぞれ指定する金融機関等で納付し、その収入済証明書等を入学願書に貼付する。

(イ) 共通選抜、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集、中途退学者募集及び別科に志願して合格となっていない者が定時制の課程を志願しようとする場合は、定められた受検料を改めて納付しなければならない。

イ 中学校長

中学校長は、入学願書に記載された内容に誤りがないこと、志願資格を満たしていることを確認した上で、入学願書(第1号様式の2)の中学校長の証明・同意・確認欄又は入学願書(第1号様式の3)の中学校長の証明・確認欄に職印を、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印を押印し、入学願書を志願者に交付する。

ウ 志願先の高等学校長

志願先の高等学校長は、志願資格を確認し、入学願書の内容を審査するとともに受検料を納付していることを確認(通信制の課程を除く。)し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願先欄)に職印を押印し、受検票を志願者に交付する。

(3) 志願について、県教育長の承認を必要とする者は、後記Ⅶに定める。

(4) 横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科(戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。)並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科又は川崎市立の高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の普通科への志願者(後記Ⅳの志願変更による志願者を含む。)のうち、学区の確認を必要とする者については、後記「令和7年度横浜市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領」又は「令和7年度川崎市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領」(以下「各学区確認実施要領」という。)に定める。

学区の確認を必要とする者は、各学区確認実施要領に基づき、横浜市教育委員会又は川崎市教育委員会の承認を受けなければならない。また、横浜市立横浜総合高等学校又は川崎市立の高等学校の定時制の課程の普通科への志願者のうち、学区の確認を必要とする者については、横浜市教育委員会又は川崎市教育委員会が委任した当該高等学校長の承認を受けなければならない。

(5) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者(以下「海外からの移住者等」という。)を保護者とする志願者(前記Ⅰに該当する者であって、かつ、原則として、令和7年2月1日現在で移住後又は引揚げ後6年以内の者)で受検方法等について県教育長の承認を受けようとする者は、海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書(第5号様式)に中学校長の職印の押印を受け、志願先の高等学校長に提出しなければならない。

(6) 障害等のある志願者のうち、受検方法等について県教育長の承認を受けようとする者は、受検方法等申請書(第6号様式)に中学校長の職印の押印を受け、志願先の高等学校長に提出しなければならない。

- (7) 長期の欠席について、病気等、特別な事情を有する志願者は、長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第7号様式)及び長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式)を志願先の高等学校長に提出することができる。(県立相模向陽館高等学校を除く。)この場合、欠席状況証明書(第8号様式)に中学校長の職印の押印を受け、併せて提出しなければならない。

### 3 学区外の志願

#### (1) 横浜市立高等学校通学区規則による学区外志願

ア 横浜市立高等学校通学区規則第4条の規定により、横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科(戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。)並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科へは、学区外から志願することができる。この場合、入学を許可される者の数は、全日制の課程の普通科の桜丘高等学校並びに単位制による全日制の課程の普通科の東高等学校及び戸塚高等学校普通科一般コース並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科においては、当該高等学校の学科、コース又は部の募集定員の8%以内、全日制の課程の普通科の金沢高等学校及び南高等学校においては、当該高等学校の学科の募集定員の30%以内とする。

イ 横浜市立高等学校通学区規則第5条の規定による学区外の高等学校への志願者は、志願先の高等学校長に他学区志願(第5条)許可申請書(第26号様式の1)及び中学校長の他学区志願(第5条)許可申請に関する副申書(第26号様式の2)を提出し、その許可を受けなければならない。

#### (2) 川崎市立高等学校の通学区に関する規則による学区外志願

ア 川崎市立高等学校の通学区に関する規則第4条の規定により、川崎市立の全日制の課程及び定時制の課程の普通科への志願者は、学区外から志願することができる。この場合、入学を許可される者の数は、当該高等学校の学科の募集定員の8%以内とする。

イ 川崎市立の各高等学校の定時制(昼間部を除く。)の共通選抜における学区外から入学を許可される者の数は、当該高等学校の当該学科の学区外から入学を許可される者の数に、80%(0.8)を乗じ、小数点以下を切り捨てた数とする。

定通分割選抜における学区外から入学を許可される者の数は、当該高等学校の当該学科の学区外から入学を許可される者の数から共通選抜における学区外から入学を許可される者の数を減じた数とする。ただし、共通選抜の合格者のうち、学区外からの合格者が共通選抜における学区外から入学を許可される者の数に満たない場合は、その未充足者数を定通分割選抜における学区外から入学を許可される者の数に加えた数とする。

ウ 川崎市立高等学校の通学区に関する規則第5条の規定による学区外の高等学校への志願者は、志願先の高等学校長に他学区志願(第5条)許可申請書(第26号様式の1)及び中学校長の他学区志願(第5条)許可申請に関する副申書(第26号様式の2)を提出し、その許可を受けなければならない。

#### (3) 他学区志願(第5条)許可申請書の提出期間及び受付時間は、横浜市及び川崎市ともに次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日、各高等学校の学校閉庁日及び令和6年 12月29日(日)から令和7年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後 4時まで

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間等は、別途案内する。

### 4 中学校長が行う手続

#### (1) 中学校長が提出する書類

中学校長は、別記「令和7年度調査書作成上の注意」に基づいて、志願者の調査書(第11号様式)を作成し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。ただし、18歳以上(令和7年4月1日現在)の者については、調査書の提出を要しない。また、共通選抜における前記2の(1)のア、(7)及び後記IVの3の(1)のアで定めた書類の提出は、中学校長が調査書と併せて志願先(志願変更した場合は、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、定通分割選抜への志願者の調査書については、中学校等で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。

#### (2) 調査書等の提出期間及び受付時間

##### ア 共通選抜

提出期間	受付時間
令和7年2月4日(火)から 2月12日(水)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 定通分割選抜

課 程	提 出 期 間	受 付 時 間
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和7年3月6日(木)から 3月11日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午後2時から午後7時まで
単位制による通信制の課程		午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで

(3) 調査書の作成に関する校内組織

ア 調査書の作成については、中学校等ごとに、調査書作成委員会又は学校管理・運営関係グループ等の当該事項を所掌するグループ(以下「グループ」という。)のいずれかにおいて取り扱う。

イ 公平かつ正確に調査書を作成するため、調査書作成委員会又はグループは、次の手順に沿って調査書を作成する。

(ア) 調査書作成委員会が所掌する場合

調査書作成委員会は、校長、副校長(教頭)、第3学年の学級担任及びその他必要な職員をもって組織し、調査書を作成する。

(イ) グループが所掌する場合

グループにおいて調査書を作成する際には、第3学年の学級担任及びその他必要な職員を参加させるものとし、調査書を作成した後、校長が主宰する企画会議に諮り、確定するものとする。

5 高等学校長が行う措置

(1) 横浜市立及び川崎市立の高等学校長は、横浜市及び川崎市の各通学区規則第5条の規定により志願者から他学区志願(第5条)許可申請書(第26号様式の1及び2)の提出があった場合は、その内容を審査し、他学区志願(第5条)許可(不許可)通知書(第27号様式)を志願者に交付するとともに、横浜市教育委員会又は川崎市教育委員会に報告する。

(2) 横浜市立及び川崎市立の高等学校長は、学区の確認のため、特に必要と認めたときは、志願者に対し、期日を指定して市町村長が発行する住民票記載事項証明書の提出を求めることができる。

(3) 高等学校長は、共通選抜等及び定通分割選抜において、次の期間に志願者等の数を集計し、公表する。

ア 共通選抜等

課 程	期 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 定時制の課程(夜間) 定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(特別の時間) 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制) 単位制による通信制の課程	令和7年1月30日(木)から2月7日(金)まで 午後4時の時点で受理した志願者数等を公表する。 ただし、1月30日(木)及び2月7日(金)は、県教育委員会の記者発表終了後、速やかに公表する。(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 定通分割選抜

課 程	期 間
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間) 単位制による通信制の課程	令和7年3月7日(金)及び3月10日(月)は、県教育委員会の記者発表終了後、速やかに公表する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

共通選抜及び定通分割選抜において、前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校の課程、学科、コース又は部にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集並びに後記§4、§5及び§6の特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。また、前記Ⅲの1の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

## 2 志願変更の期間

志願変更の期間、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

### (1) 共通選抜

課 程	志願変更の期間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 定時制の課程(夜間) 定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(特別の時間) 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制) 単位制による通信制の課程	<b>【志願変更情報申請期間】</b> 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで <b>【中学校長承認期間】</b> 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで

### (2) 定通分割選抜

課 程	志願変更の期日	受 付 時 間
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間) 単位制による通信制の課程	令和7年3月10日(月)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

## 3 志願変更の手続

### (1) 共通選抜

ア 志願変更を行おうとする者(以下「志願変更者」という。)

志願変更者は、インターネット出願システムで志願変更に必要な情報(以下「志願変更情報」という。)を登録し、中学校長の承認を受ける。

志願変更者は、特色検査及び特別募集における面接を実施する志願変更先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、海外帰国生徒特別募集又は在県外国人等特別募集への志願変更者は、前記2の(1)の志願変更情報申請期間内において、志願変更情報の登録前に、後記§4のⅢの2の(1)のア又は§5のⅢの2の(1)に定める志願資格を証明する書類を志願変更先の高等学校長に提示する。また、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更者は、後記§6のⅢの2の(1)に定める書類を志願変更先の高等学校長に提出する。提出方法及び期間等は、前記Ⅲの4の(1)及び(2)のアの規定を準用する。

イ 中学校長

中学校長は、前記2の(1)の中学校長承認期間内に、志願変更情報に誤りがないこと、志願資格を満たしていること並びに後記(3)及び(4)に定める受検料を納付していることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

ウ 志願変更先の高等学校長

志願変更先の高等学校長は、志願変更情報について、この要領に定める志願資格を満たしていることを確認の上、インターネット出願システムで受理を行う。

エ 高等学校長が行う措置

志願者等の数の公表は、前記Ⅲの5の(3)のアの規定を準用する。

### (2) 定通分割選抜

ア 志願変更者は、志願変更願(第13号様式)に中学校長の職印の押印を受け、受検票と併せて前記2の(2)の期日に志願先の高等学校長に提出する。志願変更者は、入学願書等の書類の返還を受け、入学願書及び受検票の志願先欄に記入した事項を抹消し、志願変更先欄(異なる課程への志願変更者は、新たに志願をする課程の入学願書)に志願変更の内容に適するよう必要事項を記入する。

イ 志願変更者は、必要事項を記入した入学願書、その他の返還された書類及び受検票を、前記2の(2)の期日に志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、特色検査を実施する志願変更先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを併せて提出する。

ウ 志願変更先の高等学校長は、志願資格を確認し、入学願書の内容を審査するとともに受検料を納付していることを確認(通信制の課程を除く。)し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願変更先欄)に職印を押印し、受検票を志願変更者に交付する。

エ 高等学校長が行う措置

(ア) 高等学校長は、志願変更によって欠けた者の受検番号を欠番とする。

- (イ) その他の措置については、前記Ⅲの5の(3)のイの規定を準用する。
- (3) 設置者の異なる高等学校間における志願変更にあつては、志願変更者は志願変更先の高等学校の設置者が別に定める受検料を、前記2の(1)の志願変更情報申請期間内に納付しなければならない。
- (4) 志願変更者は、同一設置者の高等学校間における定時制の課程から全日制の課程の高等学校への志願変更にあつては差額を、通信制の課程から全日制の課程又は定時制の課程の高等学校への志願変更にあつては各課程に係る受検料を、前記2の(1)の志願変更情報申請期間内に納付しなければならない。
- なお、同一設置者の高等学校間における全日制の課程から定時制の課程の高等学校への志願変更及び全日制の課程又は定時制の課程から通信制の課程の高等学校への志願変更にあつては受検料又は差額は返還しない。
- (5) 前記Ⅲの1の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第2希望に、新たに志願する際の手続は、前記(1)及び(2)に準じて行う。

## V 共通選抜の方法

### 1 検査の内容

#### (1) 全日制の課程

共通の検査として学力検査を実施する。ただし、クリエイティブスクールにおいては、学力検査は行わず、共通の検査として特色検査(面接)を実施する。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科とする。また、特色検査を実施する場合、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

#### (2) 定時制の課程

共通の検査として学力検査を実施する。ただし、高等学校長は、18歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とする。また、高等学校長は、必要に応じて理科又は社会の学力検査を実施できるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

#### (3) 通信制の課程

作文を実施する。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

### 2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

#### (1) 全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)及び定時制の課程

学力検査の期日	特色検査の期日
令和7年2月14日(金)	令和7年2月14日(金)、2月17日(月)及び2月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日 ただし、学力検査を5教科実施する場合は、2月14日(金)には実施しない。

#### (2) 全日制の課程(クリエイティブスクール)

検査の期日
令和7年2月14日(金)、2月17日(月)及び2月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日

#### (3) 通信制の課程

検査の期日
令和7年2月14日(金)、2月17日(月)及び2月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日

※ 高等学校長は、検査を実施する上で、上記の期日だけで実施が困難な場合は、県教育長、横浜市教育委員会教育長、川崎市教育委員会教育長及び横須賀市教育委員会教育長(以下「各教育長」という。)への申請により、令和7年2月19日(水)に特色検査を実施することができる。

### 3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。ただし、施設の状況等により会場を追加・変更する場合がある。

#### 4 検査の時間

(1) 全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)及び定時制の課程

##### ア 学力検査

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
8:50～9:10	検査についての注意	20分	1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。 2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。 3 当該高等学校において、志願者によって受検しない検査が生じ、待機が必要となる場合は、検査監督者は、受検者が受検する教科以外の時間について、指定された場所で待機するよう事前に周知するなど、混乱がないように注意すること。
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:25	(予鈴)		
10:30～11:20	国語	50分	
11:35	(予鈴)		
11:40～12:30	数学	50分	
12:30～13:15	(昼食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～14:10	理科	50分	
14:25	(予鈴)		
14:30～15:20	社会	50分	

なお、定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
11:20～11:35	検査についての注意	15分	検査監督者は、受検者を検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
11:40～12:30	作文	50分	

##### イ 特色検査

検査の時間は、当該高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

(2) 全日制の課程(クリエイティブスクール)

検査の時間は、当該高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

(3) 通信制の課程

検査の時間は、当該高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

#### 5 検査を受検しなかった者の取扱い

(1) 追検査(クリエイティブスクールを除く。)

共通選抜を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により学力検査又は作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。)の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

##### ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)に職印を押印し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和7年2月14日(金)及び2月17日(月)	2月14日(金)は、午後1時から午後4時まで 2月17日(月)は、午前9時から正午まで

##### イ 追検査の内容

学力検査又は作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。)を実施する。

##### ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追検査の期日
令和7年2月20日(木)

##### エ 追検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

オ 追検査の時間

全日制の課程及び定時制の課程における学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
9:20～9:40	検査についての注意	20分	1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。 2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。 3 当該高等学校において、志願者によって受検しない検査が生じ、待機が必要となる場合は、検査監督者は、受検者が受検する教科以外の時間について指定された場所で待機するよう事前に周知するなど、混乱がないように注意すること。
9:50～10:40	外国語(英語)	50分	
10:55	(予鈴)		
11:00～11:50	国語	50分	
12:05	(予鈴)		
12:10～13:00	数学	50分	
13:00～13:45	(昼食)		
13:45	(予鈴)		
13:50～14:40	理科	50分	
14:55	(予鈴)		
15:00～15:50	社会	50分	

なお、定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
11:50～12:05	検査についての注意	15分	検査監督者は、受検者を検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
12:10～13:00	作文	50分	

(2) 追検査(クリエイティブスクール)

共通選抜を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により特色検査(面接)を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)に職印を押印し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和7年2月14日(金)から2月18日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	2月14日(金)は、午後1時から午後4時まで 2月17日(月)及び2月18日(火)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 追検査の内容

特色検査(面接)とする。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追検査の期日
令和7年2月20日(木)

エ 追検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

オ 追検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、追検査受検許可書により、追検査受検予定者に指示する。

(3) その他

前記(1)及び(2)以外の対応に係る取扱いについては、県、横浜市、川崎市及び横須賀市の各教育委員会(以下「各教育委員会」という。)が別に定める。

6 選抜の方法

(1) 共通選抜の募集人員

ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)

各教育委員会が定める当該高等学校の各学科等における募集定員の100%とする。

イ 定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程

各教育委員会が定める当該高等学校の各学科等における募集定員の80%とする。この場合におい

て、募集定員の80%とは、募集定員に0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた数値とする。

(2) 選考の方法

ア 全日制の課程(クリエイティブスクール及び県立横浜国際高等学校を除く。)及び定時制の課程(県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校を除く。)

(ア) 数値の扱い

選考にあたっては、次の方法により数値を算出する。

- ① 調査書の学習の記録における評価については、次の式により算出された数値をAの値とする。

$$A = (\text{第2学年の9教科の評定の合計}) + (\text{第3学年の9教科の評定の合計}) \times 2$$

ただし、高等学校長は、第2学年の評定に第3学年の評定の2倍を加算した各教科の評定合計値のうち、3教科以内の評定合計値に、1を超え2以下の係数を乗じることができる。この場合、係数を乗じた教科の数値と係数を乗じない教科の評定合計値の合計をAの値とする。

なお、係数は小数第1位までの数値を用いるものとする。

- ② 学力検査(追検査を含む。)については、学力検査実施教科の得点合計をBの値とする。ただし、高等学校長は、学力検査(追検査を含む。)を実施した各教科の得点のうち、2教科以内の得点に、1を超え2以下の係数を乗じることができる。この場合、係数を乗じた教科の数値と係数を乗じない教科の得点の合計をBの値とする。

なお、係数は小数第1位までの数値を用いるものとする。

- ③ 調査書の学習の記録における観点別学習状況の評価については、各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を、評価Aは3、評価Bは2、評価Cは1に換算し、その合計をCの値とする。ただし、高等学校長は、各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を換算した数値のうち、3教科以内の評価を換算した数値に、1を超え2以下の係数を乗じることができる。この場合、係数を乗じた教科の評価を換算した数値と係数を乗じない教科の評価を換算した数値の合計をCの値とする。

なお、係数は小数第1位までの数値を用いるものとする。

- ④ 特色検査については、当該高等学校長が定めた観点ごとに評価し点数化した得点をDの値とする。

- ⑤ 各受検者について算定したA、B、C、Dの値ごとに100点満点に換算した数値をそれぞれa、b、c、dとする。a、b、c、dの値を得る際には、小数第3位を四捨五入して算出する。また、aに乘じる係数をf、bに乘じる係数をg、cに乘じる係数をh、dに乘じる係数をiとする。

(イ) 第1次選考

不正行為又は妨害行為を行った者及び資料の整わない者を除き、次の式に基づく $S_1$ の上位から、共通選抜募集人員の90%まで合格者を決定する。式に用いる係数f、gは、それぞれ $f + g = 10$ を満たす2以上の整数とし、iは1以上5以下の整数とする。

共通選抜募集人員の90%とは、共通選抜募集人員に0.9を乗じ、小数点以下を切り捨てた数値とする。ただし、資料の整わない者と調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価のみを欠く者(以下、「評価のみを欠く者」という。)を合わせた数が、共通選抜募集人員から共通選抜募集人員の90%を減じた数以上の場合には、共通選抜募集人員から「資料の整わない者と評価のみを欠く者を合わせた数+1」を減じた数とする。

なお、評価のみを欠く者の中で第1次選考における合格者となる者がいる場合、その者の数を加えた数とする。

$$S_1 = a \times f + b \times g$$

ただし、特色検査を実施した場合は、 $S_1 = a \times f + b \times g + d \times i$ とする。

(ウ) 資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考にてできる資料を活用して適正に選考することとし、前記(イ)に相当する者であるか判断し、合格者を決定する。

(エ) 第2次選考

前記(イ)及び(ウ)の合格者を除いた者を対象とし、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、次の式に基づく $S_2$ の上位から共通選抜募集人員まで、合格者を決定する。式に用いる係数g、hは、それぞれ $g + h = 10$ を満たす2以上の整数とし、iは1以上5以下の整数とする。

なお、県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えて合格者を決定する。

$$S_2 = b \times g + c \times h$$

ただし、特色検査を実施した場合は、 $S_2 = b \times g + c \times h + d \times i$ とする。

また、調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者については、参考にてできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(オ) 普通科音楽コース並びに農業、工業、商業及び水産に関する学科を置く高等学校並びに定時制の課程(横浜市立横浜総合高等学校)における第2希望の選考

第1希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた学科・コース・部においては、他の学科・コース・部を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、当該学科・コース・部を第2希望とする志願者の中から前記(エ)に従って合格者を決定する。ただし、特色検査については、選考資料としない場合がある。

イ 全日制の課程(クリエイティブスクールに限る。)

選考にあたって、当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書における観点別学習状況及び特色検査(面接)の結果を資料として、総合的に選考し、共通選抜募集人員まで合格者を決定する。当該高等学校が必要に応じて他の特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

ウ 全日制の課程(県立横浜国際高等学校に限る。)

(ア) 選考にあたって、県立横浜国際高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書における学習の記録、学力検査(追検査を含む。)及び特色検査の結果を資料として、総合的に選考し、共通選抜募集人員まで合格者を決定する。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

なお、第1希望の志願者の選抜について、海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

(イ) 前記(ア)に従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表する国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定する。

(ウ) 前記(イ)に従って合格者を決定した上で、さらに海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

エ 定時制の課程(県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校に限る。)

(ア) 選考にあたって、当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書における観点別学習状況及び学力検査(追検査を含む。)の結果を資料として、総合的に選考し、共通選抜募集人員まで、合格者を決定する。ただし、共通選抜募集人員の一部について、調査書における観点別学習状況及び学力検査(追検査を含む。)の結果を資料としない選考を行うことができる。当該高等学校が必要に応じて特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(イ) 第1希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた部においては、他の部を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、当該部を第2希望とする志願者の中から前記(ア)に従って合格者を決定する。

オ 通信制の課程

選考にあたって、当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書及び作文の結果を資料として総合的に選考し、共通選抜募集人員まで、合格者を決定する。また、当該高等学校が必要に応じて特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

## 7 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い

検査の実施にあたっては、通常受検者と同じ取扱いとする。ただし、学力検査(追検査を含む。)、作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合の追検査を含む。)及び当該高等学校における特色検査の実施に際し、海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書(第5号様式)を提出した者のうち、県教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする。

## 8 障害等のある受検者についての受検方法等の取扱い

検査の実施にあたっては、通常受検者と同じ取扱いとする。ただし、学力検査(追検査を含む。)、作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合の追検査を含む。)及び当該高等学校

における特色検査の実施に際し、受検方法等申請書(第6号様式)を提出した者のうち、県教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする。

**9 長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱い**

長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第7号様式)及び長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式)を提出した者のうち、当該高等学校長が長期欠席者であると認める者については、資料の整わない者及び調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者として取り扱うこととし、選考にあたっては、調査書の学習の記録の記載内容については、提出された長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式)の記載内容に基づき取り扱うこととする。

**10 合格者の発表**

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で 確認する。	令和7年2月28日(金) 志願先(志願変更したときは、その志願 変更先)の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願 変更先)

**11 その他**

共通選抜に志願して合格となっていない者で、共通選抜以外の募集に志願しようとする者は、改めて紙による入学願書等を提出するとともに、通信制の課程を除き、定められた受検料を納付しなければならない。

**VI 定通分割選抜の方法**

**1 検査の内容**

(1) 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

共通の検査として学力検査を実施する。ただし、高等学校長は、18歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

(2) 通信制の課程

作文を実施する。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

**2 検査の期日**

検査の期日は、次のとおりとする。

(1) 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

学力検査の期日	特色検査の期日
令和7年3月17日(月)	令和7年3月17日(月)及び3月18日(火)のうち、当該高等学校の 校長が指定する期日

(2) 通信制の課程

検査の期日
令和7年3月17日(月)及び3月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日

**3 検査の会場**

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

#### 4 検査の時間

##### (1) 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

###### ア 学力検査

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
13:00～13:10	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
13:20～13:50	外国語(英語)	30分	
14:00	(予鈴)		
14:05～14:35	国語	30分	
14:45	(予鈴)		
14:50～15:20	数学	30分	

なお、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
14:15～14:25	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
14:30～15:20	作文	50分	

###### イ 特色検査

検査の時間は、当該高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

##### (2) 通信制の課程

検査の時間は、当該高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

#### 5 選抜の方法

##### (1) 募集人員

定通分割選抜の募集人員は、当該高等学校の募集定員から共通選抜の募集人員を減じた数とするが、これに、共通選抜において合格者の数が共通選抜の募集人員に満たない高等学校にあってはその不足数、さらに、令和7年3月5日(水)までの共通選抜入学辞退者による欠員がある場合はその数を含めた数を定通分割選抜の募集人員とする。

##### (2) 選考の方法

###### ア 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

###### (ア) 数値の扱い

前記Ⅴの6の(2)のアの(ア)を準用する。

###### (イ) 選考

- ① 不正行為又は妨害行為を行った者を除き、定通分割選抜の募集人員に定通分割選抜の募集人員に含めることができなかつた共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。合格者の決定に当たっては、次の式に基づくSをもとに選考する。式に用いる係数f、gは、それぞれ $f + g = 10$ を満たす2以上の整数とし、iは1以上5以下の整数とする。

$$S = a \times f + b \times g$$

ただし、特色検査を実施した場合は、 $S = a \times f + b \times g + d \times i$ とする。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

###### ② 県立神奈川工業高等学校における第2希望の選考

第1希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた学科においては、他の学科を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、当該学科を第2希望とする志願者の中から前記①に従って合格者を決定する。

###### イ 単位制による通信制の課程

選考にあたっては、高等学校が事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書及び作文の結果を資料として総合的に選考し、定通分割選抜の募集人員に定通分割選抜の募集人員に含めることができなかつた共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。また、当該高等学校が必要に応じて特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

##### (3) その他

前記Ⅴの7から9までの規定を準用する。

## 6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

課 程	合格者の発表の日時	場 所
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和7年3月21日(金) 午後3時から午後6時まで	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)
単位制による通信制の課程	令和7年3月21日(金) 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	

## VII 県教育長の志願の承認

県教育長の志願の承認については、次のとおりとする。

### 1 県教育長の志願の承認を必要とする者

#### (1) 全日制の課程

- ア 県外から本県に転居予定の者(保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和7年4月1日までに県内に居住する予定の者(一時的な県内への転居を除く。))
- イ 山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上、本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる者
- ウ 県外から県立海洋科学高等学校を志願する者で、原則として船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住する者
- エ その他特別な事情がある者

#### (2) 定時制の課程及び通信制の課程

- ア 令和7年4月1日までに県外から本県に転居予定の者(一時的な県内への転居を除く。)
- イ 県外居住であって、令和7年4月1日までに本県での勤務を予定する者(ただし、横浜市立横浜総合高等学校を志願する場合は横浜市内に勤務を予定する者、川崎市立の高等学校の普通科を志願する場合は川崎市内に勤務を予定する者)
- ウ その他特別な事情がある者

### 2 手続

(1) 承認を受けようとする者は、神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書(第15号様式)に、中学校長の副申を添え、かつ、中学校長の職印の押印を受け、県教育長に提出しなければならない。また、申請内容に応じて、次に掲げる書類を提示又は提出する。

なお、郵送による書類の提出は認めない。

ア 前記1の(1)のア又は(2)のアに該当する者

(イ) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類 [提示]

- a 家屋の登記簿謄本又は登記事項証明書(いずれも発行後、6か月以内のもの)
- b 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等)
- c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
- d 家主との契約書(契約予定を含む。)
- e その他、転居予定の事実を証明できるもの

(ウ) 前記(イ)の書類における転居予定先となっている建物の所有者名義又は賃借人名義が志願者本人又はその保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第20号様式) [提出]

イ 前記1の(1)のイに該当する者  
志願者本人及び同居している保護者の住民票の写し等 [提示]

ウ 前記1の(1)のウに該当する者  
志願者本人が船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住することを証明するもの(住民票の写し等) [提示]

エ 前記1の(1)のエに該当する者  
その事実を証明できるもの [提示]

オ 前記1の(2)のイに該当する者  
勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類 [提示]

カ 前記アからオ以外については、別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について」を参照するものとする。

(2) 承認申請期間、受付時間及び提出先は、次のとおりとする。

承認申請期間	受付時間	提出先
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和6年12月29日(日)から 令和7年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	県教育委員会 教育局指導部 高校教育課

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間等は、別途案内する。

なお、県教育長は、やむを得ないと認める場合には、上記の申請期間以降であっても、志願の承認申請を受け付けることができる。

(3) 県教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、次のとおり措置する。

ア 一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)及び後期募集を除く。)、中途退学者募集及び別科の志願者については、インターネット出願システムに承認情報を登録する。

イ 一般募集(共通選抜(二次募集)及び定通分割選抜)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)の志願者については、神奈川県公立高等学校入学志願資格承認書(第17号様式の1又は2)を交付する。

なお、承認書の交付期間、受付時間及び交付場所は、次のとおりとする。

交付期間	受付時間	交付場所
令和7年2月28日(金)から3月7日(金) (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	県教育委員会教育局 指導部高校教育課

(4) 前記1の者であって、定時制の課程又は通信制の課程に志願をする者のうち、全日制の課程に志願をしない場合は、神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)に転居予定先の住所又は勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類等、前記(1)の規定に準ずる書類を提示又は添付の上、志願予定先の高等学校長に提出し、県教育長の承認を受けることができる。志願資格の承認申請期間、受付時間及び提出先は、次のとおりとする。

課程	承認申請期間	受付時間	提出先
単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制) 単位制による通信制の課程	令和7年1月6日(月)から 1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び 各高等学校の学校閉庁日を 除く。)	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後4時まで	志願予定先の高等 学校 (志願変更したと きは、その志願変 更先)
定時制の課程(夜間) 定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		午後2時から午後 7時まで	

なお、県教育長は、やむを得ないと認める場合には、上記の申請期間以降であっても、志願の承認申請を受け付けることができる。また、定通分割選抜の志願者については、入学願書とともに志願先の高等学校長に提出し、県教育長の承認を受けることができる。

### 3 高等学校長への委任

前記2の(4)における県教育長の志願の承認に関する事項については、志願先の高等学校長に委任する。

## VIII 入学の許可及び入学手続

### 1 入学の許可

入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行う。

### 2 入学許可の取消し

高等学校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

### 3 入学手続

全日制の課程及び定時制の課程の合格者は、合格通知書の交付を受けた後、合格者の発表の期日の翌日から当該高等学校長が指定する期日までに入学料又は入学金を納付し、誓約書を提出しなければならない。また、通信制の課程の合格者は、合格通知書の交付を受けた後、当該高等学校長が指定する期日までに、誓約書を提出しなければならない。

### 4 入学手続未了者の入学の許可の取消し

高等学校長は、前記3の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

## 5 入学辞退の手続

合格発表後、入学を辞退する場合、志願者は、入学辞退届(第 21 号様式)に中学校長の職印の押印を受け、合格した高等学校長へ提出するものとする。

## IX その他

### 1 志願取消の手続

志願者が合格発表前に志願又は前記Ⅲの 1 の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第 2 希望の志願を取り消す場合、次のとおり取り扱う。

なお、前記Ⅲの 1 の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第 2 希望の志願をした者は、第 1 希望の志願のみを取り消すことはできない。

#### (1) 共通選抜

ア 志願取消を行おうとする者(以下「志願取消者」という。)

志願取消者は、インターネット出願システムで志願取消に必要な情報(以下「志願取消情報」)を登録し、中学校長の承認を受ける。

イ 中学校長

中学校長は、志願取消情報に誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで、承認を行う。また、速やかに当該志願者の志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に連絡しなければならない。

ウ 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長

志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長は、インターネット出願システムで志願取消情報を確認した時点において、当該志願を取り消すものとする。

#### (2) 定通分割選抜

ア 志願取消者

志願取消者は、志願取消届(第 12 号様式)に中学校長の職印の押印を受け、受検票と併せて、速やかに志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出するものとする。

イ 中学校長

中学校長は、志願取消者が出た場合、速やかに当該志願者の志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に連絡しなければならない。

ウ 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長

志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長は、志願取消届を受理した時点において、当該志願を取り消すものとする。

### 2 検査の結果の開示

検査の結果については、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、保有個人情報の開示を行う。

なお、通信制の課程における作文の得点については、個人情報の保護に関する法律に基づき、受検者本人に限り、次の方法で閲覧することができる。

(1) 閲覧の場所 志願先(志願変更したときは、その志願先)の高等学校

(2) 閲覧の方法 採点結果一覧表等のうち本人の検査の得点が書かれた部分を閲覧する。

(3) 本人確認の方法 受検票の提示

(4) 閲覧の期間 合格発表日の翌日より 1 か月間(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

### 3 志願状況等の問合せ対応

高等学校長は、各教育委員会が別に定める場合のほか、志願者数、志願変更者数、合格者名等についての電話等による問合せには応じないものとする。

### 4 不測の事態の発生対応

天変地異等の不測の事態の発生により、この実施要領に基づく選抜が実施できない場合の対応については、各教育長が別に定める。